

お客様各位

## 建築基準法改正に関わる料金変更について(お知らせ)

平素は弊社をご愛顧頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、平成27年6月1日施行の建築基準法改正に伴いこれまで弊社から構造適合判定機関へ構造審査を依頼する事務手続きが、お客様にて直接依頼する方式に変更となります。また一部、構造適合判定機関の審査物件であったものが当社にて、実施できる様になります。

これに伴い、今までお支払頂いておりました構造適合判定手数料関係を変更する必要がありますが、当社としましては当面のところ現状の料金表にて該当する内容に限りお支払頂くこととします。

なお、今後の料金変更については弊社内部にて鋭意検討中ですので決定次第、料金変更の1か月前に弊社ホームページ、または店頭にてお知らせ致します。誠に恐縮ではございますが、なにとぞ、ご理解を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

平成 27 年 5 月 25 日  
株式会社 オーネックス  
代表取締役 稲垣雄一